

## 潟上市総合教育会議 会議録

開催日時	平成27年6月2日(火) 16時00分～16時25分
場 所	潟上市役所 3階 会議室31・32
案件	(1) 議長の選任について (2) 潟上市総合教育会議設置要綱について (3) 大綱の策定について (4) その他
出席者	(会議構成員) 市 長 石川 光男 教育委員会 加藤 裕一 委員長 菅原 俊 委員 丸谷 昇 委員 肥田野 耕二 委員  (事務局) 副市長 鑑 利行、教育部長 小玉 隆、教育総務課長 工藤 素子、 総務部長 藤原 貞雄、総務課長 栗山 隆昌
欠席者	教育委員会 鈴木 政亜 委員
記録者	総務部総務課行政情報班
<p>1. 開 会</p> <p>2. 市長あいさつ</p> <p>3. 教育委員長あいさつ</p> <p>4. 案 件</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 議長の選任について</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 潟上市総合教育会議設置要綱について</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 大綱の策定について</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) その他</p> <p>5. 閉 会</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; margin: 0;"><b>会議結果概要</b></p> </div> <p>◆ <b>議長の選任について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議の主宰者である市長を議長とすることを全会一致で了承。</li> <li>・ 設置要綱第4条中に、市長が議長となる旨を加える改正をすることを決定。</li> </ul> <p>◆ <b>潟上市総合教育会議設置要綱について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記第4条の改正の他には特に定めるべき点や修正すべき点等の意見はなく、原案どおり全会一致で了承。</li> </ul> <p>◆ <b>大綱の策定について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今年行われる市の総合計画や教育計画の見直しと併せて教育大綱を年度末までに策定することを決定。</li> <li>・ 総合計画等が成案化される前に、総合教育会議を年2、3回開催し、都度意見を交換しすり合わせを行うことを決定。</li> </ul>	

## 会議内容

**栗山総務課長（事務局）**：本日は鈴木政亜委員が所用のため欠席するとの連絡をいただいております。それでは、ただいまから第1回目の潟上市総合教育会議を始めます。本日、事務局として進行を務めます総務課長の栗山です。よろしくお願いいたします。

初めに、石川市長からごあいさつをお願いします。

**石川市長**：本日は、お忙しいところ教育委員の皆様には第1回目の潟上市総合教育会議にご出席いただきましてありがとうございます。また、加藤委員長をはじめ委員の皆様には平素から本市の教育行政にご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

皆様ご存じのとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により教育委員会制度の見直しが行われました。市長の、教育委員会に対する権限が相当強化されておりますが、この法改正に伴い、市長である私と教育委員会の協議の場として「総合教育会議」の設置が自治体に義務づけられたところでございます。

教育委員会がこれまでどおり独立した執行機関であることに変わりはありませんので、この会議は、対等な執行機関同士として両者の権限の関連の深い部分についての協議はもちろん、それ以外のことについても自由な意見交換を行い、積極的に意思疎通を図ることで、本市の子どもたちの教育をよりよい方向に進めていきたいと考えております。

委員の皆様には、この総合教育会議を含め、今後とも潟上市の教育のためにお力添えを賜りますようお願い申し上げます。私のあいさつといたします。なお、本日は初めての会議でございますので、副市長も同席させております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

**栗山総務課長（事務局）**：続きまして、加藤教育委員長からごあいさつをお願いします。

**加藤教育委員長**：教育委員会制度改革の一つの目玉であります総合教育会議が、本日潟上市においても立ち上げられ、1回目の会合が開催されますことをとても喜ばしく思っております。

この総合教育会議は、2つの側面をもっているのではないかと捉えております。1つは、選挙で市民に選ばれた市長が参画をすることで、より民意が反映されることが可能になるのではないかと捉え方です。もう1つは、予算の執行者である市長が参画をすることで、教育予算を意識して教育施策を捉えていくことができるのではないかとことです。このように前向きに受け止めているところです。

私たち教育委員は、専門家集団では決してありません。必ずしも専門家による判断ではなく、幅広い地域住民の意向を常に積み上げて教育のあり方というものを考えていく、いわゆるレイマン・コントロールという言葉で表されるわけですが、市民の幅広い声を集約しながら教育のあり方を考えていくというのが、教育委員のスタンスでありますので、これを契機にレイマン・コントロールの機能の価値というものをしっかりと発揮してまいりたいと思っております。

地域の宝であり、地域の将来をつくりあげ、それを担う潟上の子どもの教育がどのようにあれば良いのかということ、石川市長からご助言を頂いて、皆で協議しながら積み上げて大綱をつくりあげていきたいと思っております。市長をはじめとする市長部局の皆様方からは、よろしくご指導のほどお願い申し上げます。

**栗山総務課長（事務局）**：ありがとうございました。それでは、早速案件の協議に入ります。

案件の1つ目、議長の選任について。この総合教育会議は、先ほどの市長のあいさつにもありましたとおり、市長と教育委員会との協議の場です。この会議を進めるにあたりまして、会議の招集者が市長となっておりますので、議長は市長にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**構成員全員**：異議なし。

**栗山総務課長（事務局）**：ありがとうございます。ここからは議長である市長に進行をお願いします。

**石川市長（議長）**：それでは議長をやらせていただきます。案件の2つ目、潟上市総合教育会議設置要綱について。事務局から説明をお願いします。

**栗山総務課長（事務局）**：潟上市総合教育会議設置要綱についてご説明します。皆様のお手元にこの要綱を資料としてお配りしております。

4月1日の法の施行に伴い、すべての自治体に総合教育会議の設置が義務づけられましたので、本市におきましても、設置に関する根拠が必要であると判断し、市長部局側で設置要綱を制定しております。内容につきましては、主に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4とほぼ同様としておりますが、議事録の公表は、法では努力義務とされているところ、本市の要綱では、この総合教育会議が設置されることになった背景や、会議が原則公開であることを踏まえ、第7条で公表することとしております。また、第9条で事務局を市長部局の総務課としております。この要綱について、他に定めるべき点や修正すべき点等がありましたらご意見をうかがいたいと思います。

なお、先ほど議長は市長ということに決めていただきましたので、第4条第1項「総合教育会議は、市長が招集する。」を「総合教育会議は市長が招集し、議長となる。」と改正したいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

**石川市長（議長）**：初めなので、要綱を1条ずつ読み上げて解説をお願いします。

**栗山総務課長（事務局）**：（配布資料に基づき、要綱を1条ずつ読み上げ説明。）

**石川市長（議長）**：ただいま要綱について説明がありましたが、これについてご質問やご意見はありませんか。（構成員からの発言なし）何もないようですので、設置要綱についてはこれで進めていきたいと思っております。

続きまして案件の3つ目、大綱の策定について。事務局から説明してください。

**栗山総務課長（事務局）**：それでは、大綱の策定についてご説明します。

法第1条の4第1項にも明記されておりますとおり、自治体は教育行政の指針となる「大綱」を策定することとされています。この大綱は、教育施策の目標や基本的な方針など、大きくくりとして捉えれば足りることとされておきまして、総合計画や教育の基本計画が既にあつて、そこに教育の目標や方針などが含まれていれば、別途大綱を策定する必要はないとされています。

折しも今年は、総合計画及び本市教育の基本計画である「潟上市の教育」の見直しの年であります。事務局としましては、この両計画に盛り込まれる施策の方針など策定途中の内容をこの会議で確認し、

両計画の内容を整理した大綱を年度末を目途に策定することも1つの考え方としてあると思っております。皆様のご意見をうかがいたいと思います。

なお、お配りした資料の中で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要版がございますが、この資料の後ろのページのQ&AのQ6に自治体の総合計画で教育の目標や方針を定めた場合には大綱を策定する必要はないとの記載がありますので、目を通していただければと思います。もう1つ資料としまして、現行の総合計画の教育に関する部分を抜粋したものをお配りしておりますが、大綱をつくる場合には、この第5章「生涯学び創造性を育む教育と文化のまちづくり」の基本目標等に付属されたものが大綱という形になるかと思えます。

**石川市長（議長）**：要するに論点としては、大綱は策定しなければならないが、市の総合計画等に同様の内容が盛り込まれていれば今すぐにつくる必要はなく、市の総合計画等の見直しと平行して年度末に大綱を策定する選択肢もあり得るという日程的なものですか。

**栗山総務課長（事務局）**：選択肢としては2通りあります。1つは大綱を年度末を目処にして策定すること、もう1つは総合計画に反映されているのであれば敢えて大綱を改めてつくることはしないということです。

**石川市長（議長）**：大綱は不要ということですか。

**栗山総務課長（事務局）**：先ほどご紹介した国の出しているQ&Aによると、総合計画等に必要な内容が盛り込まれていれば、大綱を改めてつくることはしないというのも一案として考えられます。

**石川市長（議長）**：総合教育会議を創設して、大綱の方は不要ということはないでしょう。私としては大綱を策定する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

**加藤教育委員長**：文部科学省もまだ手探りの状態であると見受けられます。上から押しつけるわけにもいかなないので、自治体にフレキシブルな対応を求めているようですが、潟上市としてはできればきちんとした形のものをつくった方が良いと思います。

**肥田野教育委員**：国のQ&Aは、あくまでも「これに代えることができる」という書き方をしています。策定しなくても良いというわけではなくて、総合計画等をもって大綱に代えることができるという規定です。

**石川市長（議長）**：市の総合計画あるいは教育計画をもって大綱に代えれば、総合計画等と教育大綱が重複してできるということになりますか。

**栗山総務課長（事務局）**：その場合は、教育大綱にあたる部分が総合計画等の中に共通部分として含まれるという解釈になります。

**肥田野教育委員**：今年は総合計画と本市教育の基本計画である「潟上市の教育」の両方が見直される年です。年度末までに見直しが進められます。

石川市長（議長）：それではまず、教育大綱については策定するというをここで再確認します。策定のスケジュールについてですが、市の総合計画等の見直しに併せて年度末までに策定するということがいかがでしょうか。

構成員全員：異議なし。

石川市長（議長）：案件の4つ目、その他について。事務局から何かありますか。

栗山総務課長（事務局）：特にありません。

石川市長（議長）：次回の会議開催についてですが、市の総合計画等の見直しをしていく中で、方針等を確認するために、ある程度成案化される前に開催する必要がありますね。

栗山総務課長（事務局）：その時点での柱の部分を確認するため開催することになると思います。

石川市長（議長）：その時期はいつ頃になりそうですか。

栗山総務課長（事務局）：当初予算の編成前には一度開催しなければならないと考えています。

石川市長（議長）：本日の新聞で、湯沢市で発足した総合教育会議についての記事を見ましたが、相当詳しく掲載されていました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたといっても、教育に関する基本的な部分は変わるものではないと私は考えています。ただ首長の権限が少し強化され、予算を執行すれど教育分野に対して口は出さないというこれまでの立場が少し変わり、予算執行もすれば首長としての意見も言えるようになりました。しかし同時に、独立性や政治的中立性が薄くなってしまった節もあります。首長から政治的な圧力がかかるおそれがあるとして、国会でも非常に議論され、当初文部科学省が考えていたものからは相当緩和した制度となりました。教育長の任期も初めは2年で検討されていたものが、最終的には3年になりました。大津市で発生したいじめに関する一連の問題が、今回の教育委員会制度改革のきっかけの1つともいわれていますが、大津市の市長は今回の制度について不満であると話していました。もっと首長の権限を強化すべきだと。しかしながら一方では、あまり首長の権限が強ければ歯止めがきかなくなるおそれがあるという意見もあります。首長の権限が現行のようになった背景には、首長に対する牽制の意味もあると思っております。

私としては、先ほど申し上げたとおり、法律が改正されたとしても、教育に対する基本的な部分が今までと大きく変わることはないと思っております。

肥田野教育委員：潟上市のように今年総合計画等に見直しが入る自治体もあれば、そうでない自治体もあります。大綱に代わるものとして総合計画等を活用しようとする自治体は、それに合わせた時期から動き始めるのかもしれませんが。

石川市長（議長）：総合計画等をもって教育大綱の代わりとし教育大綱を策定しないことは、責任を果た

していないような感じがして好ましくないように思われます。そもそも大津市のいじめの問題は、学校の隠蔽工作があって、教育委員会の対応が無責任だったとして行政が入るべきだという声が上がりました。大津市の教育委員会がしっかりと責任ある対応をしていれば、このようなことはなかったらと思います。

鴻上市の教育委員会は、大変バランスの良い構成だと考えております。教員ばかりが主流を占めるとどうしても仲間意識が生まれてしまい、いじめ事件のようなことが起これば学校の側に立ってどうしても穏便に済ませようとする等の事態も考えられます。こうしたことから、教員以外の人も教育委員として入るべきだと私は考えております。

現在の経過措置が終了し、鴻上市が新教育委員会制度に完全に移行したときには、教育長も特別職となります。予算等、財政面もしっかり勉強して頑張りたいと思っております。

それでは、その他として事務局も委員の皆様も特に何も無いようでありましたら、会議を閉じたいと思いますがよろしいですか。

**丸谷教育委員：**教育大綱を成案までもっていくためには、もう一度会議の開催が必要であろうという話が出ましたが、少なくとも3回くらいは開催し経過を確認していかなければいけないのではないのでしょうか。一方的に事務局の主導でできあがったということになっては困りますので、2回か3回は集まって時間をかけて皆で協議するのが良いと思います。

**石川市長（議長）：**事務局の追認機関になってはいけないということですね。そのとおりだと思います。

**丸谷教育委員：**私たちは、首長や教育委員という代表の立場として様々な場面で市民と行き会う機会があります。職員とは違った視点で意見を出すことができると思いますので、それを調整するための会議を数回開催する必要があると私は考えます。

**石川市長（議長）：**教育委員会の定例会はこれまでどおり委員の皆様にお任せしまして、総合教育会議については教育大綱の成案ができるまでに一度会議を開催するということでしたが、一度と言わず必要なだけ私が招集しますので、会議の場で意見を交換しすり合わせをするということにしましょう。

他に何かございますか。（構成員からの発言なし）何も無いようでございますので、本日の鴻上市総合教育会議をこれで閉じさせていただきます。ありがとうございました。

（終了：16時25分）